

随意契約理由書

1. 工事名称 : 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 分流汚水沈砂池ポンプ棟アスベスト除去工事 (R5-2)
2. 履行場所 : 茨木市宮島三丁目地内
3. 工事内容 : 中央水みらいセンターにおける、分流汚水沈砂池ポンプ棟電気室内の天井及び壁面にある吹付アスベストの除去を行うもの
4. 履行期間 : 契約日と同日から令和6年4月30日まで
5. 随契理由 :

本工事は中央水みらいセンターにおける、分流汚水沈砂池ポンプ棟電気室内の天井及び壁面にある吹付アスベストの除去を行うものである。

1 回目公告 (令和5年1月13日開札) では予定価格未満の業者は5社であったが、内4社は見積心得違反、1社は資格確認の結果、入札参加資格を満たしておらず取り止めとなった。資格要件の緩和を行ったうえで、2回目公告 (令和5年6月23日開札) では予定価格未満の業者は4社であったが、資格確認の結果、入札参加資格を満たしておらず取り止めとなった。

本工事については、実施内容が確定しており、これ以上の設計・積算の見直しの余地がないこと、また、地域要件を制限していないこと及び資格要件を緩和する余地がないことから、大阪府随意契約ガイドラインに基づく「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当し、随意契約を実施することが適当である。

以上、再度の入札に付し落札者がなく、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することは期待できないことから、2回目公告の入札の際に予定価格を超過したものの比較的安価である業者のうち、参加意思のある業者を対象に比較見積りを徴取することとし、その見積価格が最低制限価格以上予定価格以内、かつその中で最低価格を入札した者と、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号により随意契約を締結したい。